

奥州市議会全員協議会

日時：令和8年9月18日（金）

： ～

場所：奥州市役所7階 委員会室

1 開 会

2 挨 拶

3 協 議

(1) 説明事項

- ① 小中学校消防特別査察の結果への対応について
- ② 令和8年8月1日から8月2日までの豪雨及び8月8日の豪雨に伴う被害報告について
- ③ 令和8年8月大雨による農作物等被害への対応について
- ④ 総合水沢病院の耐震補強等基礎調査等について
- ⑤ 奥州市特別職専用車の選定に関するガイドラインについて

4 そ の 他

5 閉 会

小中学校消防特別査察の結果への対応について

市議会全員協議会資料 令和8年9月18日 教育委員会事務局教育総務課

令和8年6月30日から7月10日までの間に実施された胆江管内の小中学校に対する消防特別査察について、奥州金ケ崎消防本部からの指摘及び指導内容と今後の対応について説明します。

1 経過

令和8年6月に東京都北区の小学校において、負傷者を伴う火災が発生したことを踏まえて発出された消防庁予防課長通知に基づき、奥州金ケ崎消防本部により胆江管内小中学校31校に対する特別査察が実施されました。

この結果、奥州市では小中学校25校のうち19校で消防用設備等の不備の指摘を受けました。消防本部からの指摘及び指導内容は以下のとおりです。

2 消防からの指摘及び指導内容

【指摘内容】

- (1) 消防用設備 延べ18校
- | | |
|-----------------------|---------|
| ①防火戸不具合（感知器不作動、開閉障害） | 6校 |
| ②自動火災報知設備不具合（感知器不作動等） | 4校 |
| ③消火栓不具合 | 3校 |
| ④避難器具不具合 | 2校 |
| ⑤避難口不具合 | 1校 |
| ⑥防災スクリーン不具合 | 1校 |
| ⑦消防用設備未設置 | 1校 ※是正済 |
- (2) 建築基準法関係
- | | |
|---------|----|
| 屋外階段不具合 | 2校 |
|---------|----|
- (3) 防火管理体制
- | | |
|------------|-------------|
| 消火・通報訓練未実施 | 6校 ※年度内実施予定 |
| 消防計画未策定 | 4校 ※是正済 |

【指導内容】

- (1) 消防用設備の指摘内容を早期に是正されたい。
- (2) 東京都北区の小学校火災において、教職員が避難器具を活用できずに負傷者を出したことから、消防職員による教職員向けの防火指導の受講や訓練を実施されたい。
- (3) 新学期における早期訓練の実施を検討されたい。

3 対応について

消防本部から指摘のあった事項について、下記のとおり対応します。

- (1) 消防から指摘のあった消防用設備のうち、防火戸開閉障害の1校と消防用設備未設置1校については、既に是正済です。また、防火管理体制のうち消防計画未策定については、策定していたものの未提出であったことから、全て是正済です。
- (2) 未対応となっている消防用施設の指摘については、9月議会での追加補正により、早期是正に努めます。
- (3) 防火管理体制については、消防署員の指導を受けながら、通報や初期消火等の訓練を取り入れるなど、より実践的な訓練に取り組むよう、防火訓練の重要性について各学校への啓発に努めます。
- (4) 教職員を対象とした防火に関する研修を実施している学校も既にありますが、消防本部が実施する研修会等の情報を校長会議等を通じて各校に提供するなど連携強化を図ってまいります。
- (5) 特別査察の対象ではありませんが、既存不適格と判定されている防火シャッターの改修につきましては、各学校の状況を見ながら計画的に取り組んでまいります。

R8 小中学校に対する消防特別査察結果に対する対応状況

学校名		立入 検査日	施 設		立入検査状況	設備の現状	対応状況
1	水沢南小	R8. 6. 30	1	南校舎・北校舎・南西校舎	防火戸不作動	自動閉鎖装置等の不良のため、全閉しない。	補正対応
2	真城小	R8. 7. 1	2	校舎	自火報感知器不作動あり	スポット型光電感知器の不作動。	補正対応
			3		避難器具（降下障害）	エアコン用電気配管が袋と干渉し、降下障害。	予算措置済
3	羽田小	R8. 7. 1	4	校舎	屋外階段腐食（建築基準法関係）	非常用屋外階段の腐食。	補正対応
4	佐倉河小	R8. 7. 1	5	南校舎・北校舎	屋外階段腐食（建築基準法関係）	非常用屋外階段の腐食。	補正対応
			6	南校舎	防火戸閉鎖困難	扉金具のゆがみ。	補正対応
			7	体育館	避難口開閉困難	避難階段に通じる扉の不具合。	補正対応
5	常盤小	R8. 7. 2	8	校舎	防火戸作動用感知器不作動	スポット型光電感知器他の不良。	補正対応
			9		自火報受信機（基盤、表示灯）	部品供給が終了しているため、設備全交換が必要。	補正対応
			10	校舎・体育館	屋内消火栓呼水槽漏水	呼水槽の漏水により水が引き上げられない。	補正対応
6	水沢小	R8. 7. 2	11	南校舎・体育館	呼水槽減水警報装置不良	電極関係の不具合。	補正対応
			12		自火報一斉鳴動不動	部品供給が終了しているため、設備全交換が必要。	補正対応
			13		避難器具使用不能	指摘箇所は避難はしごではないため、避難器具設置の可否を消防に確認中。	消防協議中
			14	南校舎・北校舎	防火戸感知器不作動	自動開閉装置及びスポット型光電感知器等の不良。	補正対応
7	東水沢中	R8. 7. 8	15	校舎	防火戸感知器不作動	防火戸感知器の不作動	補正対応
			16		自火報感知器不作動	自火報感知器の不作動	補正対応
8	水沢中	R8. 7. 7	17	校舎	避難器具使用不可（窓が開かない）	転落防止のため窓が全開せず、避難器具が使えない。	予算措置済
9	江刺ひがし小	R8. 7. 9	18	校舎・体育館	屋内消火栓（呼水槽）給水管漏水	呼水槽へ給水する管の漏水。	補正対応
10	江刺愛宕小	R8. 7. 9	19	校舎	消防設備未設置（屋根裏を物置使用）		是正済
11	前沢小	R8. 7. 8	20	校舎	特定防火設備破損（防災スクリーン）	完全に閉まらず、煙が入ってしまう。	補正対応
12	胆沢第一小	R8. 7. 7	21	校舎	防火戸閉鎖障害		是正済
13	若柳小	R8. 7. 3	22	校舎・体育館	屋内消火栓一部未包含・屋外消火栓未設置	校舎等と体育館が渡り廊下で接続していることが原因。対処方法を消防と協議中。	消防協議中

要求総額 71, 709, 251

■消防用設備関係

No.	指 摘 箇 所	校数	対 象 校
①	防火戸不具合	6	水沢小、水沢南小、佐倉河小、常盤小、東水沢、胆沢第一小
②	自動火災報知機不具合	4	水沢小、真城小、常盤小、東水沢
③	消火栓不具合	3	水沢小、常盤小、江刺ひがし小
④	避難器具不具合	2	真城小、水沢中
⑤	避難口不具合	1	佐倉河小
⑥	防災スクリーン不具合	1	前沢小
⑦	消防用設備未設置	1	江刺愛宕小学校
計		18	

■建築基準法関係

No.	指 摘 箇 所	校数	対 象 校
⑧	屋外階段腐食	2	佐倉河小、羽田小

■呼水槽とは

地下に消火水槽がある場合のみ、消火ポンプに“呼水槽”という「消火ポンプ―消火水槽（地下）間の配管内を水で満たす為の水槽」が設けられています。

【役割】
呼水槽は、ポンプ内部をいつも水で満たしておくための水槽です。ポンプが空気を吸ってしまうと送水できなくなるため、呼水槽から補給してポンプの呼び水を保つ役割があります。

【必要性】
とくに消火ポンプなどの地上式ポンプでは、すぐに確実に水を送れる状態が重要です。そのため、呼水槽でポンプケーシング内の満水状態を維持します。

令和8年8月1日から8月2日までの豪雨及び8月8日の豪雨に伴う被害報告について 1

令和8年9月18日（金）奥州市議会全員協議会資料 【都市整備部】

8月1日から2日及び8月8日豪雨災害について、前回（8月17日）の全員協議会後に被害報告があった箇所を報告します。被害箇所の復旧費用は、9月議会定例会の追加補正予算に計上して提案いたします。

1 8月1日から8月2日発生豪雨災害

補助災害1箇所（測量設計含む）、単独災害2箇所（道路1、河川1）

（1）道路橋りょう災害復旧（補助）工事及び測量設計業務 C=13,000千円

No	地域名	種別	路線名	場 所	被害内容	復旧方法等	工事費・委託費
1	江刺	道路	一級市道中野苗代沢線	岩谷堂字小名丸沢	路肩法面崩落	法面工 L=26m	工事費 C=10,000千円 測量設計費 C=3,000千円

（2）河川及び道路橋りょう災害復旧（単独） C=1,500千円

No	地域名	種別	路線名	場 所	被害内容	復旧方法等	工事費
1	前沢 1	道路	竹ノ内劔林線	生母字劔林	路面洗掘	敷砂利 L=200m	C=1,000千円
2	前沢 2	河川	太郎ヶ沢川	前沢字大桜	法面崩落	盛土 L=10m	C=500千円

令和 8 年 8 月 1 日から 8 月 2 日までの豪雨及び 8 月 8 日の豪雨に伴う被害報告について 2

令和 8 年 9 月 18 日（金）奥州市議会全員協議会資料

【都市整備部】

1 8 月 8 日発生豪雨災害

単独災害3箇所(道路3)

(1) 補助災害はなし

(2) 道路橋りょう災害復旧(単独) C=4,000千円

No	地域名	種別	路線名	場 所	被害内容	復旧方法等	工事費
1	水沢 1	道路	大鐘 8 号線	大鐘三丁目	法面崩落	法面整形 L=20m	C=2,000千円
2	江刺 1	道路	小菅生白山通線	玉里字白山通地内	路面洗堀	敷砂利 L=500m	C=1,000千円
3	江刺 2	道路	白山通火石沢線	玉里字白山通地内	路面洗堀	敷砂利 L=400m	C=1,000千円

令和8年8月1日から8月2日までの豪雨及び8月8日の豪雨に伴う被害報告について 3

令和8年9月18日（金）奥州市議会全員協議会資料

【都市整備部】

3 被害状況（最終）

【8月1日～2日豪雨】

	水沢	江刺	前沢	胆沢	衣川	合計
土砂崩れ、法面崩壊	3	3	3	4	2	15
路肩洗掘、欠落	1	(4)5	1			(6)7
舗装損壊			1			1
砂利道の路面洗掘	6	10	(4)5		1	(21)22
道路側溝、水路詰り						0
倒木	2	5	6	3	1	17
河川堤防、護岸洗掘			(0)1			(0)1
冠水	7		9	1	1	18
その他	3	4				7
合 計	22	(26)27	(24)26	8	5	(85)88

【8月8日豪雨】

	水沢	江刺	前沢	胆沢	衣川	合計
土砂崩れ、法面崩壊	(0)1	1				(1)2
路肩洗掘、欠落						0
舗装損壊						0
砂利道の路面洗掘	1	(5)7				(6)8
道路側溝、水路詰り						0
倒木	1	5				6
河川堤防、護岸洗掘						0
冠水	6					6
その他						0
合 計	(8)9	(11)13	0	0	0	(19)22

※赤字は今回変更増となったもの ()内は前回報告件数

令和8年9月18日（金）奥州市議会全員協議会資料

【都市整備部】

被害の状況

【中野苗代沢線（江刺）】（補助災害）



路肩法面崩落

【太郎ヶ沢川（前沢）】



ブロック積工裏洗堀

令和8年8月1日～2日豪雨及び8月8日豪雨災害に伴う補正予算（追加）位置図

都市整備部 維持管理課

【江-1】小室至白山道路

【江-2】白山道火石沢橋

【江-補給災害】中野宮代交差点

【水-1】水産道交差点

【前-2】本館の沢川

【前-1】竹ノ内橋付近

凡 例

赤	道路被災箇所
青	河川被災箇所

令和8年8月大雨による農作物等被害への対応について

市議会全員協議会説明資料 令和8年9月18日 農林部農政課

1 被害状況

令和8年8月1日から2日にかけての大雨により、水沢及び前沢地域の北上川沿いの農地において、水稻や大豆などが冠水する被害が発生しました。

県の「主要農作物気象災害減収尺度」に基づき、1日程度の浸水で被害率3割と判定した農作物は、水稻100ha、大豆52haです。

また、水沢の法人が所有する倉庫と倉庫内の農機具数台が浸水し、トラクター等が使用不能となりました。

2 対応

(1) 農作物の緊急病害虫防除対策

奥州市農業災害対策要綱に該当する被害に対し、県の農作物災害復旧対策事業費補助金交付要綱に基づき、殺菌剤を散布した農家に支援を行うとするものです。

- ① 対象
被害率3割と判定した、水稻100ha、大豆52ha
 - ② 補助率
2/3（負担割合は県1/3、市1/3）
 - ③ 事業費
6,781,840円（市負担2,262,000円）
 - ④ 事業実施主体
JA岩手ふるさと
- ※県の9月補正予算措置後に事業実施

(2) 農業機械整備

被害を契機に、法人が、県の「いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業」を活用し、農業機械の整備を行うため、同事業費補助金交付要綱に基づき、1/6の負担をしようとするものです。

- ① 対象
使用不能となったトラクターと装着するドライブハロー、ブロードキャスト、ロータリー、オフセットシュレッダー及び播種プラント
- ② 補助率
1/2（負担割合は県1/3、市1/6）
- ③ 事業費
19,166,400円（市負担2,907,000円）
- ④ 事業実施主体
農事組合法人 姉体南ファーム

※県の追加要望調査（9/25期限）に報告し、事業採択となれば令和9年2月末までに納品完了となる予定

(3) 自然災害等被害対策特別資金に係る利子補給

奥州市農業災害対策要綱に該当する被害により、被災した農業者に対し、農業経営の維持安定と災害復旧に資することを目的として、融資機関が貸付けする、自然災害等被害対策特別資金に係る利子補給を実施しようとするものです。

なお、令和7年高温・渇水障害、令和5年凍霜害などの自然災害に対しても、同様に支援を実施しております。

【内容】

- ① 融資機関
岩手ふるさと農業協同組合
- ② 金利
年3.5%（貸付時の長期プライムレート見込）
- ③ 貸付実行日
令和8年11月2日から実行予定
- ④ 市の利子補給
1.5%（参考 JA：1.5%、県信連：0.5%）
※市の利子補給等により農業者の利子負担は実質ゼロとなる
- ⑤ 貸付期間及び利子補給期間
10年以内
- ⑥ 貸付限度額
21,240千円（被害見込額の1/2の貸付を想定）
※1件当たり限度額（原則）5,000千円
- ⑦ 市の利子補給見込額
2,110千円
※債務負担行為の設定（令和9年度～令和18年度 2,062千円）

3 今後のスケジュール

◆ 9月28日（月）

9月定例会において、追加補正予算及び債務負担行為の設定を提案

総合水沢病院の耐震補強等基礎調査等について

令和8年9月18日 議会全員協議会資料 健康こども部健康増進課

【説明の趣旨】

総合水沢病院の耐震補強等基礎調査の実施及び新医療センター基本設計業務の契約解除に向けた交渉の弁護士への委任について説明するものです。

1 総合水沢病院の耐震補強等基礎調査について

耐震補強に向けた基本方針を踏まえ、実施に向けた課題等を整理するため、次のとおり基礎調査を進めることといたします。

耐震補強に向けた基本方針

◇ 耐震補強の基本的考え方

- ・ 耐震補強のみを実施し、多額で工期のかかる大規模改修は行わない。
- ・ 補強は耐震基準を満たすものとする（中途半端な工事は行わない）。
- ・ 事業費や工期、患者への影響等をみて最も有利な工法を選択する。

◇ 耐震補強工事の方向性

- ・ 本館及び検査手術棟にあっては、既存建物を活用した耐震補強の工事を行う。
- ・ 旧精神科棟にあっては、補強工事が困難であるため、内部にある透析センターを本館に移設した上で、建物を取り壊す。
- ・ 上記の工事は、基本的に患者の入院や外来診療等を継続しながら進める。ただし、手術室など、工事中の使用が難しい場合は、その間の代替案を検討する。

（１）基礎調査の内容

- ① 耐震補強等工事を施工する際に発生が見込まれる課題の整理
- ② 移設（諸室、透析センターなど）を行う場合の実現性の調査
- ③ 検査手術棟の機能をそのまま活かした耐震補強の可能性の調査

（２）調査期間

約３か月

（３）調査費の額

9,790千円（税込み）

（４）スケジュール（案）

- ・ 9月 補正予算案追加提出・議案審議（議決後）業務発注
- ・ 12月 成果品納入
- ・ 1月 耐震補強の対応の判断

2 基本設計業務の契約解除に向けた交渉の弁護士への委任について

(1) 概要

基本設計業務の契約解除に関し、顧問弁護士からは、次のような助言をいただいています。

- ・ 損害額の算定ルールは判例でも統一されておらず、交渉により変わり得る。
- ・ 市の公金で損害賠償をする以上、その額には客観的妥当性が求められるだろう。
- ・ 以上のような高度な交渉は、代理人（弁護士）に任せた方が良いのではないか。

このような助言を踏まえ、市の顧問弁護士である盛岡中央法律事務所の弁護士に代理人交渉を委任することといたします。

(2) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(3) 委任範囲

損害賠償の額の交渉（訴訟行為を除く。）

(4) 委託費の額

875千円（税込み）

- ・ 内訳は、着手金、交通費等の実費及び日当
- ・ 交渉の成果による報酬については、損害賠償の額の決定及び和解の議案の議決を経た上で、予算措置するものとする。

(5) スケジュール（案）

- ・ 9月 補正予算案追加提出・議案審議
（議決後）委任契約を締結し交渉を開始

<以降の流れ>

- ・ 損害賠償の額の合意
- ・ 損害賠償の額の決定及び和解の議案を提出

併せて、損害賠償金等の予算措置及び基本設計委託料の減額に係る補正予算を提出

（議決後）基本設計業務の契約を解除し、相手方へ損害賠償金の支払い及び顧問弁護士へ報酬の支払い

◆基本設計業務の契約内容

- 契約相手方：株式会社 佐藤総合計画 東北オフィス
（所在地：宮城県仙台市）
- 契約期間：令和8年2月27日から令和9年3月1日まで
- 契約金額：134,288 千円

奥州市特別職専用車の選定に関するガイドラインについて

令和8年9月18日 市議会全員協議会説明資料 財務部財産運用課

1 目的

本ガイドラインは、特別職専用車（以下「専用車」という。）の選定にあたり、行政運営の基本原則である「最小の経費で最大の効果を挙げる」ことを前提とし、安全性能・環境面・利便性・コストの最適化を考慮しながら客観的かつ合理的に評価するための基準を定めるものである。

2 対象範囲

対象範囲とする専用車は次のとおりとする。

- ・市長車及び副市長車（財務部財産運用課所管）
- ・教育長車（教育委員会事務局教育総務課所管）
- ・議長車（議会事務局所管）

3 基本方針

専用車の選定に当たり、次の方針に基づき総合的に判断する。

1. 安全性能（最優先）：国内の最新安全基準・装備を満たす車種を新車で選定する
2. 環境面：CO₂排出削減のため低燃費・電動化を推進する
3. 利便性：業務支援機能を重視する
4. コスト面：リース導入を原則とし支出の平準化と総保有コスト（TCO）の最小化を図る

4 評価方法

基本方針の4つの軸毎に採点を行う。

（安全性能は衝突・予防の安全性能による加算あり）

総合点は、採点した点数に4軸毎に設定した割合（安全性能40%、環境面30%、利便性10%、コスト面20%）を乗じ算出する。7点満点とし、総合点が最も高いものを選定する。ただし、納期や予算の範囲を考慮し最終選定をする。

5 評価内容

【安全性能】

専用車として一定の安全性を満たしている事が必要であるため、国土交通省と独立行政法人自動車事故対策機構（ナスバ）が実施する「自動車アセスメント（JNCAP）」において総合評価が4つ星以上、かつ地域特性を踏まえ原則4WD、寒冷地仕様の車両であること。

【環境面】

第2次奥州市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、専用車の選定の際には低燃費・低公害車を選択することとし、エネルギー消費機器製造事業者等に係る省エネ法（トップランナー制度）に適合する車両であること。

【利便性】

特別職は移動時間も貴重な執務時間として確保しなければならない。よって車内での書類確認やオンラインによる打合せ等、執務に適した空間が必要であること、また、実用性に優れたミニバンタイプの車両であること。なお、装備について快適性を求めるための不要なオプションは付さない。

【コスト面】

導入に当たり、予算の範囲内で支出の平準化と維持管理コストの最適化を図る必要があることから、リースでの導入を原則とする。なお、リースを選択することで、導入コストの平準化に加え最新の安全装備の確保や、管理事務の効率化に資することが見込まれる。

※具体的な評価項目は別紙「奥州市特別職専用車の選定に関するガイドライン（案）」参照

6 施行日

市長決裁後

※全員協議会説明後、必要な整理を行ったうえで決裁予定

(別紙)

奥州市特別職専用車の選定に関するガイドライン（案）

令和 8 年 9 月市長決裁（予定）

【目的】

本ガイドラインは、特別職専用車（以下「専用車」という。）の選定にあたり、行政運営の基本原則である「最小の経費で最大の効果を挙げる」ことを前提とし、安全性能・環境面・利便性・コストの最適化を考慮しながら客観的かつ合理的に評価するための基準を定めるものである。

【対象範囲】

対象範囲とする専用車は次のとおりとする。

- ・市長車及び副市長車（財務部財産運用課所管）
- ・教育長車（教育委員会事務局教育総務課所管）
- ・議長車（議会事務局所管）

【基本方針】

専用車の選定に当たり、次の方針に基づき総合的に判断する。

1. 安全性能（最優先）：国内の最新安全基準・装備を満たす車種を新車で選定する
2. 環境面：CO₂排出削減のため低燃費・電動化を推進する
3. 利便性：業務支援機能を重視する
4. コスト面：リース導入を原則とし支出の平準化と総保有コスト（TCO）の最小化を図る

【具体的評価項目】

- ・安全性能

専用車として一定の安全性を満たしている事が必要であるため、国土交通省と独立行政法人自動車事故対策機構（ナスバ）が実施する、「自動車アセスメント（JNCAP）」において総合評価が4つ星以上、かつ、地域特性を踏まえ原則4WD、寒冷地仕様の車両であること。

主な評価項目	評価の根拠・測定方法
(評価結果による) ・JNCAPの自動車安全性能総合評価（4つ星以上で比較） (加算分…5点～3点) ・(5点) 自動車アセスメントにおいて、衝突安全性能及び予防安全性能がAランクを取得 ・(4点) 自動車アセスメントにおいて、衝突安全性能がAランクを取得（予防安全性能はBランク） ・(3点) 自動車アセスメントにおいて、予防安全性能がAランクを取得（衝突安全性能はBランク）	・自動車アセスメント（JNCAP）の公表結果

- ・環境面

第2次奥州市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、専用車の選定の際には低燃費・低公害車を選択することとし、エネルギー消費機器製造事業者等に係る省エネ法（トップランナー制度）に適合する車両であること。

(別紙)

主な評価項目	評価の根拠・測定方法
・燃費（WLTP モード）が類似車種の平均以上 ・動力形式がハイブリッド、プラグインハイブリッド、EV、燃料電池等を採用 ・走行時（WLTPモード）でのCO ₂ 排出量削減の2030目標を達成	・メーカー公表の WLTP 燃費・CO ₂ 数値 ・環境省の認定制度 ・リース会社のエコ評価レポート

・利便性

特別職は移動時間も貴重な執務時間として確保しなければならない。よって車内での書類確認やオンラインによる打合せ等、執務に適した空間が必要であること、また、実用性に優れたミニバンタイプの車両であること。なお、装備について快適性を求めるための不要なオプションは付さない。

主な評価項目	評価の根拠・測定方法
・乗員定員（ドライバー＋乗客）と残り座席数 ・室内空間（長/幅/高） ・以下の装備の有無 スライドドア、可倒式シート、・インフォテインメント（ナビ・Bluetooth）、車内 Wi-Fi・USB ポート、防災に関わる位置情報等の受信（テレマティクス） ・メンテナンス・点検の容易さ	実車試乗・展示会情報 ・メーカーカタログ・データシート

・コスト面

導入に当たり、予算の範囲内で支出の平準化と維持管理コストの最適化を図る必要があることから、リースでの導入を原則とする。なお、リースを選択することで、導入コストの平準化に加え最新の安全装備の確保や、管理事務の効率化に資することが見込まれる。

主な評価項目	評価の根拠・測定方法
・リース月額（税抜） ・契約期間（36, 48, 60 か月）と残価設定 ・オプション・メンテナンスパッケージの有無と金額 ・車両取得コスト（残価） ・燃料・電力消費コスト（予測走行距離で試算） ・リース会社のサービスレベル（代車・緊急ローディング）	・リース見積書（複数社比較） ・シミュレーションシート（TCO 計算）

【評価手順】

1. 事前準備

- ①情報収集 メーカー・リース会社等の複数社からカタログ・試算資料を取得。
- ②評価マトリクス作成 4 軸ごとの割合（安全性能 40%、環境面 30%、利便性 10%、コスト面 20%）を設定し、スコアリング表を作成。

2. 具体評価

以下の内容で具体の項目を設定しチェックを行う。

(別紙)

手順	内容	方法等
安全性能評価	各車種の JNCAP 公表結果を 3 段階でスコア化 衝突安全性能及び予防安全性能の公表結果により加算 (最大 5 点)	3 段階評価 結果の内容により加算
環境面評価	CO ₂ 排出量・燃費の数値等を基に「低炭素度」スコア化	CO ₂ スコア計算式 5 段階評価
利便性評価	乗降のしやすさ、車内装備、荷室容量などについてのチェックリストでスコア化	利便性チェックリスト 5 段階評価
コスト面評価	リース総額＋燃料/電力コストを現在価格で換算、最低コスト車種 に対する相対点数でスコア化	TCO シミュレーション 5 段階評価

スコア

(安全性能は10点満点、それ以外は各 5 点満点)

項目	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点
安全性能	JNCAP の 2 年以内の評価で4★・5★	JNCAP の 3 年前から 4 年前の評価で4★・5★	JNCAP の 5 年前から 6 年前の評価で4★・5★		
環境面	指定項目が 3 つすべて該当	指定項目のうち 2 つが該当 (動力形式含む)	指定項目のうち 2 つが該当 (動力形式含まず)	指定項目のうち 1 つが該当 (動力形式のみ)	指定項目のうち 1 つが該当 (動力形式含まず)
利便性	指定項目のうち 90%以上該当	指定項目のうち 80%以上該当	指定項目のうち 70%以上該当	指定項目のうち 60%以上該当	指定項目のうち 60%未満の該当
コスト面	TCOが最低コスト車種	TCOが最低コスト車種の101-105%	TCOが最低コスト車種の106-110%	TCOが最低コスト車種の111-120%	TCOが最低コスト車種の121%以上

総合点は、各項目点数 (スコア) に、4 軸ごとの割合を乗じて算出する。(7 点満点)

総合点が最も高いものを選定する。ただし、納期や予算の範囲を考慮し最終選定をする。

(例：満点の場合)

評価 安全性能10点×40%＋環境面 5 点×30%＋利便性 5 点×10%＋コスト面 5 点×20%

総合点 (安全性能 4 点) ＋ (環境面 1.5 点) ＋ (利便性 0.5 点) ＋ (コスト面 1 点) = 7 点

3. リース導入における留意点の確認

項目	内容	推奨条件
契約期間	36～60 か月 走行距離制限付き 15,000 km/年程度	コスト平準化の観点から、原則 60 か月
残価設定	残価保証型 (残価＝車両価値の 30%前後)	残価が低いとリース料があがるため 30%程度の設定
メンテナンスパッケージ	定期点検・オイル交換・タイヤ交換・故障時代車	全てリース料に含めた「フルメンテナンス」プランが望ましい

【施行日】

市長決裁後

※全員協議会説明後、必要な整理を行ったうえで決裁予定

(別紙)

【用語の説明】

TCO (Total Cost of Ownership) : 購入時の初期費用 (車両価格、税金、手数料) と、数年間の維持費 (燃料代、税金、車検、保険、メンテナンス) を合計したもの

自動車アセスメント (JNCAP) : 安全な自動車やチャイルドシートを選ぶことができる環境を整えるとともに、メーカーによる安全な自動車等の開発を促進することによって、安全な自動車等の普及を促進しようとするものであり、国土交通省と自動車事故対策機構 (ナスバ) が一体となって行なっている事業

AEB (Autonomous Emergency Braking) : 自動車の安全運転を支援する技術の一つで、自動車が前方障害物との衝突を回避するため、または衝突速度を下げるために自動で作動するブレーキのこと

トップランナー制度 : 日本の「省エネ法 (エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律)」に基づく制度で、現在市販されている製品の中で「最もエネルギー消費効率が高い製品」の性能を基準とし、それを将来的に製造・輸入する製品のクリアすべき目標水準 (トップランナー基準) とする仕組み

WLTP (Worldwide harmonized Light vehicles Test Procedure) : 乗用車などの排出ガスや燃費を測定するための国際的な試験方法

インフォテインメント : カーナビやオーディオ、スマホ連携 (Apple CarPlay や Android Auto など)、インターネット接続、エアコン操作などを一つのディスプレイに集約したシステム

テレマティクス : 自動車などの移動体に通信システムを搭載し、リアルタイムの双方向通信によって情報の取得・提供や車両管理を行う技術の総称